

甲斐市災害時協力井戸の登録に関する要綱

（目的）

第1条 この告示は、災害時において水道による給水が困難となった場合に、飲料水及び飲料用以外の用途に使用できる水を提供することができる井戸を登録することにより、市民の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活用水 洗濯、風呂その他の生活の用に供される水をいい、飲用及び調理に供されるものを除く。
- (2) 井戸所有者等 井戸の所有者又は管理者をいう。
- (3) 災害時協力井戸 災害時に井戸所有者等の協力を得て市民に飲料水又は生活用水を提供することができる井戸をいう。

（登録の要件）

第3条 災害時協力井戸として登録する井戸は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に所在する井戸であって、井戸所有者等により適正に管理され、継続的に使用可能なものであること。
- (2) 井戸水を飲料水として登録する場合は、甲斐市飲用井戸等衛生対策指導要領（平成25年甲斐市告示第47号）第5条第3項第1号に基づく水質検査（以下「指導要領に基づく水質検査」という。）を行っている井戸であること。
- (3) 井戸水を生活用水として登録する場合は、生活用水として使用が可能な水量及び水質であること。
- (4) 災害時に無償で井戸水を提供することができること。
- (5) 井戸水を汲み上げることができること。
- (6) 井戸枠等があり安全であること。
- (7) 井戸を汚染するようなものが周囲にないこと。
- (8) 周辺地区の自治会等に対し井戸の所在地等の情報を提供することについて、同意する意思があること。

（登録の手続き）

第4条 災害時協力井戸の登録を希望する井戸所有者等は、甲斐市災害時協力井戸登録申出書（様式第1号）により、市長に申し出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合には、登録の適否について調査し、甲斐市災害時協力井戸登録決定通知書（様式第2号）により申出を行った井戸所有者等に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録の決定を受けた井戸所有者等(以下「登録者」という。)に対し、災害時協力井戸登録標識(様式第3号。以下「標識」という。)を交付するものとする。

(登録者の協力)

第5条 登録者は、災害時に協力できる範囲において、自主的に井戸水を提供するものとする。

2 登録者は、前条第3項に規定する標識を家屋の門口等の認識しやすい場所に掲示するものとする。ただし、災害時協力井戸が一時的に使用できない状態となった場合は、標識を掲示しないものとする。

(水質検査)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により生活用水として申出があった場合その他必要があると認めた場合には、次の各号に掲げる項目について水質検査を実施するものとする。

- (1) 大腸菌
- (2) 一般細菌
- (3) 塩化物イオン
- (4) 有機物(TOC)
- (5) 亜硝酸態窒素
- (6) 硝酸態窒素
- (7) PH 値
- (8) 臭気
- (9) 色度
- (10) 濁度
- (11) 鉄及びその化合物

2 市長は、災害時において飲料水として災害時協力井戸の水を使用するときは、使用前に指導要領に基づく水質検査を実施するものとする。

(登録井戸情報の提供)

第7条 市長は、周辺地区の住民が利用できるようにするため、登録井戸の所有者及び登録者の情報について公表を行うものとする。

(利用条件の周知)

第8条 市長は、災害時協力井戸を利用しようとする者に対し、次に掲げる事項の周知を図るものとする。

- (1) 災害時協力井戸の利用は、震災等の災害時であり、かつ日中に限られること。
- (2) 災害時協力井戸の利用は、登録者の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。

- (3) 災害時協力井戸を利用して何らかの被害を受けた場合でも、市及び登録者はその責めを負わないこと。
- (4) 登録者から災害時協力井戸に関する管理運用上の指示を受けた場合には、その指示に従うこと。
- (5) 井戸水は、飲料水又は生活用水として利用すること。

(登録の変更)

第9条 登録者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲斐市災害時協力井戸登録変更申出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

- (1) 井戸所在地等に変更が生じた場合
- (2) 災害時協力井戸の改良等により、井戸の汲み上げ方法等に変更が生じた場合
- (3) 井戸の使用用途を変更した場合

(継続の確認)

第10条 市長は、登録者に対し、必要に応じて登録の継続の意思の有無を確認するものとする。

(登録解除手続)

第11条 登録者は、次に掲げる場合は、甲斐市災害時協力井戸登録取消願（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 井戸を廃止した場合
- (2) 井戸の使用を停止した場合
- (3) 近隣住民に井戸水を提供することができなくなった場合
- (4) 登録の解除を求める場合

(登録の解除)

第12条 市長は、次に掲げる場合には、災害時協力井戸の登録を解除することができる。

- (1) 前条に規定する甲斐市災害時協力井戸登録取消願の届出があった場合
- (2) 第3条に規定する登録要件を満たさなくなった場合
- (3) その他市長が災害時協力井戸として適当でないと認めた場合

2 市長は、災害時協力井戸の登録を解除する場合には、甲斐市災害時協力井戸登録取消書（様式第6号）により登録者に通知するものとする。

3 市長は、災害時協力井戸の登録を解除したときは、第4条第3項に規定する標識を回収しなければならない。

(維持及び管理)

第13条 市長は、登録者に対して災害時協力井戸の維持及び管理に係る費用の助成又は改修その他の支援は行わないものとする。

(その他)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

甲斐市長

様

住所

氏名

電話番号

甲斐市災害時協力井戸登録申出書

私は、甲斐市災害時協力井戸の登録に関する要綱第 4 条第 1 項の規定により、災害時協力井戸の登録について、次のとおり申し出ます。

※チェック欄（□）にレを記入してください。

井戸の所在地	☐ 住所と同じ ☐ その他 ()
井戸の汲み上げ方法	☐ 電動ポンプ等電気を必要とする ☐ 手動ポンプ等電気を必要としない ☐ その他 ()
井戸の使用用途	☐ 飲料水（検査日 年 月 日） ※甲斐市飲用井戸等衛生対策指導要領第5条第3項第1号に基づく水質検査 ☐ 生活用水
情報提供	☐ 周辺地区の自治会等に対し井戸の所在地等の情報を提供する
情報公開 (甲斐市ウェブサイト等での 情報公開)	☐ 同意する ☐ 同意しない
備考	

第 年 月 日 号

様

甲斐市長



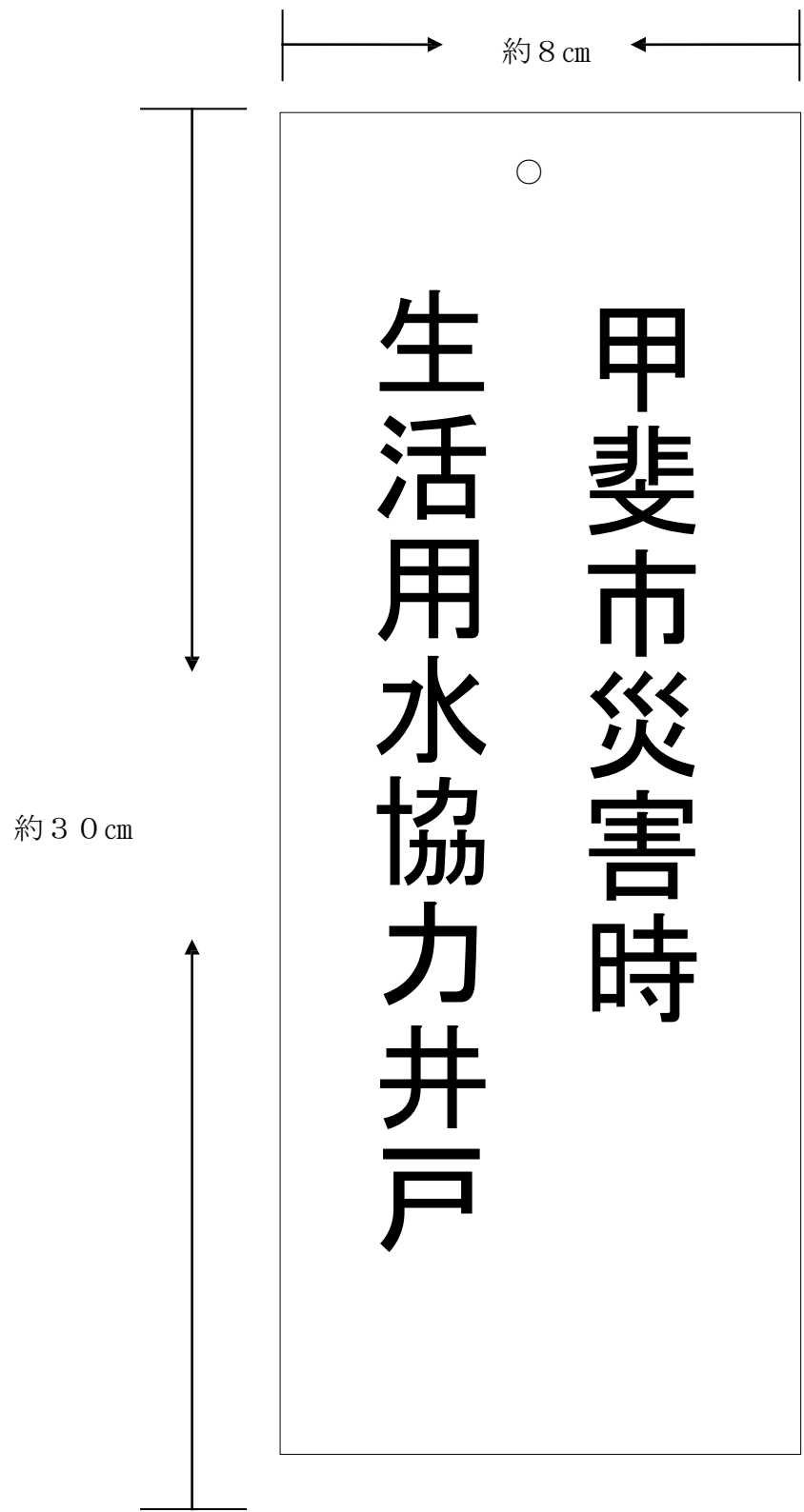
甲斐市災害時協力井戸登録決定通知書

年 月 日付けで申出のあった災害時協力井戸について、甲斐市災害時協力井戸の登録に関する要綱第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり登録したので通知します。

井戸の所在地	
井戸の汲み上げ方法	☐ 電動ポンプ等電気を必要とする ☐ 手動ポンプ等電気を必要としない ☐ その他 ()
井戸の使用用途	☐ 飲料水 ☐ 生活用水
備考	

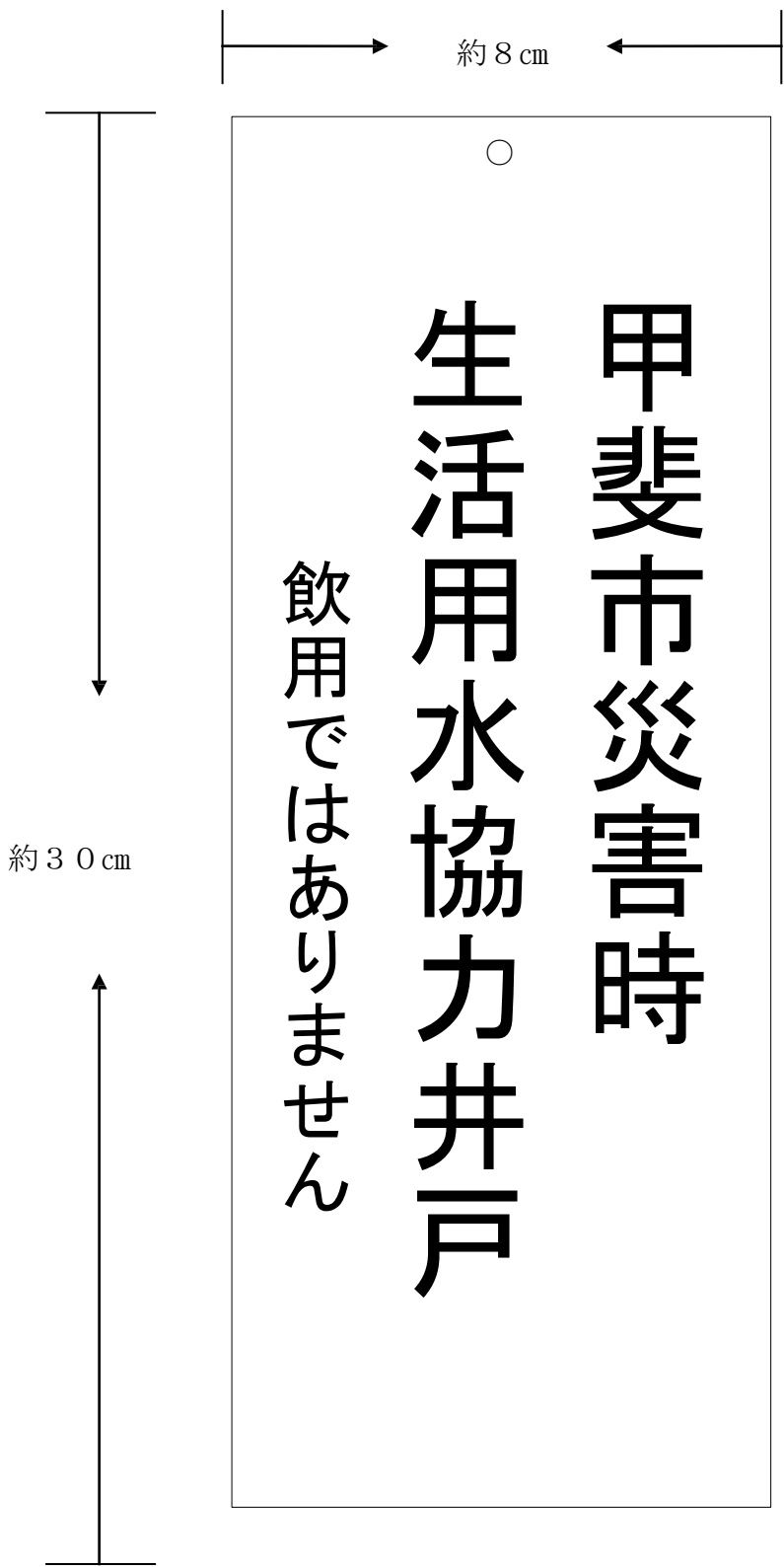
様式第 3 号（第4条関係）

甲斐市災害時協力井戸登録標識（飲料水）



様式第 3 号（第4条関係）

甲斐市災害時協力井戸登録標識（生活用水）



年 月 日

甲斐市長 様

住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

甲斐市災害時協力井戸登録変更申出書

甲斐市災害時協力井戸登録申出書の内容について、次のとおり変更したので、甲斐市災害時協力井戸の登録に関する要綱第 9 条の規定により、申し出ます。

※変更した箇所のチェック欄（□）にレを記入してください。

井戸の所在地	☐ 住所と同じ ☐ その他 ()
井戸の汲み上げ方法	☐ 電動ポンプ等電気を必要とする ☐ 手動ポンプ等電気を必要としない ☐ その他 ()
井戸の使用用途	☐ 飲料水（検査日 年 月 日） ☐ 生活用水
備 考	

年 月 日

甲斐市長 様

住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

甲斐市災害時協力井戸登録取消願

私は、甲斐市災害時協力井戸の登録を受けましたが、次のとおり、協力井戸の登録を取り消したいので、甲斐市災害時協力井戸の登録に関する要綱第 11 条の規定により、届け出ます。

※チェック欄（□）にレを記入してください。

井戸の所在地	☐ 住所と同じ ☐ その他 ()
理 由	☐ 井戸を廃止したため ☐ 井戸の使用を停止したため ☐ 近隣住民に井戸水を提供することができなくなったため ☐ その他 ()

第 年 月 日 号

様

甲斐市長



甲斐市災害時協力井戸登録取消書

年 月 日付けで届出のあった災害時協力井戸について、甲斐市災害時協力井戸の登録に関する要綱第 12 条第 2 項に基づき、登録を取り消したので通知します。

井戸の所在地	
井戸の所有者	住所： 氏名：
取消理由	☐ 登録取消願の提出 ☐ その他 ()